

1. 計画の目的

第5次八戸市総合計画前期推進計画（以下、「前期推進計画」とします。）は、基本構想に掲げる将来都市像「海と大地が響きあう北の中核都市～魅力・活力・市民力 あふれる力が次代を拓く～」の実現を目指し、5か年ごとの前期・後期に分けて、計画期間内に取り組むべき具体的な施策や事業を定めるものです。

2. 計画期間

前期推進計画の計画期間は、平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの5か年とします。

なお、計画期間内において、社会経済情勢などの把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行います。

計 画 期 間



3. 進行管理

前期推進計画の着実な推進を図るため、下記のとおり適切な進行管理を行います。

- (1) 毎年度、前期推進計画に登載している施策や事業について、前年度までの進捗状況調査を実施します。
- (2) 市民で構成する委員会を設置し、その進捗状況について意見を聴取します。
- (3) 上記(1)と(2)をふまえ、市において、毎年度、施策の評価を行います。
- (4) 前期推進計画に登載する施策や事業について、施策の評価や社会経済情勢の変化などをふまえ、事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

なお、上記(1)から(4)の結果について、広報やホームページなどで公表します。

4. 計画の構成

前期推進計画は、第1「戦略プロジェクト」、第2「自治基盤整備計画」、第3「分野別計画」で構成します。

第1 戦略プロジェクト

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、重点的に取り組むべき具体的な施策や事業を取りまとめたものです。

第2 自治基盤整備計画

基本構想に掲げる「自治経営戦略の方向」をふまえ、本計画期間内に取り組むべき具体的な施策や事業を取りまとめたものです。

第3 分野別計画

基本構想に掲げる「分野別計画の方向」をふまえ、本計画期間内に取り組むべき分野ごとの具体的な施策や事業を取りまとめたものです。

5. 計画の範囲

前期推進計画の範囲は、当市が主体となって推進する施策や事業を基本としますが、国、県、一部事務組合などの公共機関や、市民、事業者、NPO等の参加・支援・協力が不可欠であることから、これらの公共機関や民間等が実施する施策や事業も含めています。